

静 県 薬 第 620 号
令和5年12月8日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡 田 国 一

指定難病の対象となる疾病の追加等について

標題の件について、日本薬剤師会から別添写（令和5年12月6日付け日薬業発第311号）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

＜難病法に基づく医療費助成制度に関する周知用資料＞

○厚生労働省ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 健康・医療> 健康> 難病対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nanbyou/index.html

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：maki@shizuyaku.or.jp



日 薬 業 発 第 311 号
令 和 5 年 12 月 6 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

指定難病の対象となる疾病の追加等について

標記につきまして、厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課より、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

難病法に基づく医療費助成制度の対象疾病の拡大については、令和3年10月18日付け日薬業発第248号でお知らせしたところですが、今般、更なる拡大により対象疾病は341疾病となり、これらは令和6年4月1日より適用されるとのことです。

本制度についての周知用資材などは以下からご覧頂けます。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知下さいますようお願い申し上げます。

○厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 難病対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou_nanbyou/index.html

事務連絡
令和5年11月28日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

指定難病の対象となる疾病の追加等について

日頃から厚生労働行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）
に基づく指定難病について、別添のとおり告示され、令和6年4月1日から適用
することとなりましたので、お知らせいたします。

連絡先

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
難病医療係

藤井、稗田

TEL : 03-5253-1111 (内2355)

E-mail : nanbyou02@mhlw.go.jp

"	第136回	852,040,000円	850,342,696円
"	第137回	989,140,000円	987,649,817円
"	第138回	689,390,000円	688,620,992円
"	第139回	887,730,000円	886,668,975円
"	第140回	1,475,930,000円	1,473,930,724円
"	第141回	1,880,060,000円	1,877,588,185円
"	第142回	2,006,840,000円	2,002,842,223円
"	第143回	4,917,180,000円	4,910,743,256円
"	第144回	4,924,240,000円	4,918,746,757円
"	第145回	2,370,410,000円	2,367,583,598円
"	第146回	4,374,800,000円	4,368,873,845円
"	第147回	6,102,480,000円	6,094,456,592円
"	第148回	6,420,410,000円	6,407,619,926円
"	第149回	12,247,270,000円	12,226,288,027円
"	第150回	2,000,000円	1,995,757円
"	第152回	170,000,000円	169,739,335円
"	第154回	137,000,000円	136,784,026円
"	第155回	5,000,000円	4,993,639円
"	第156回	26,050,000円	26,011,346円
"	第161回	162,490,000円	162,479,637円
合		97,674,480,000円	97,542,508,806円
計			

○厚生労働省告示第一百九十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の規定に基づき、難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度(平成二十六年厚生労働省告示第三百九十三号)の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和五年十月三十日

厚生労働大臣 武見 敏二

(傍線部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前
難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度(平成二十六年厚生労働省告示第三百九十三号)の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。	は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病は次の各号に掲げるとおりとし、同法第七条第一項第一号の規定に基づき、同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度は、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度とする。	は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
1 立木の伐採の限度 次のとおりとする。	1 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
1 立木の伐採の限度 次のとおりとする。	1 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

1 立木の伐採の限度 次のとおりとする。	1 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(次とおり)は、省略し、その関係書類を福島県及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。	(次とおり)は、省略し、その関係書類を富山県及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
1 立木の伐採の限度 次のとおりとする。	1 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。